

九品地公園の前、四季折々の風景を目の当たりにできる所に

新住所 〒491-0041一宮市文京1-4-6 (九品地リハビリテーション公園東)
☎0586-73-8707・FAX0586-73-8870 (電話・FAXは今まで通りです)

◆事務所を移転しました◆

新事務所を新たな

ふれあいの拠点に



当会は、この程事務所を移転しました。

絶好の環境に恵まれた二階建の広い事務所を借りられたのを機に、二階を事務所とし、一階に「ふれあい広場まごころ」を開設することになりました。

一階の全フロアーを、これまでのミニデイサービス活動に加えて、高齢者に限らない様々な方が集えるような場所にと考えました。介護保険制度が導入され、二十万の人口を持つ一宮市には、他市に比べて介護保険関連の施設や事業所が多く出来ました。

知的障害の方にも開放を

しかし、こうした高齢者福祉に比べて、障害者、とりわけ知的障害を持つ方々が行きかう場所がほとんどなく、学校は出たけれども授産施設が満員で行くところがない、という声も耳にします。

そこで、「まごころ」では新しい場所が、高齢者の方々のみならず、障害を抱えた方々やそのご家族などが安心して集える場所として利用していただけるよう準備を進めています。

お茶を飲みながら、食事をしながら



1階ふれあい広場



2階事務所

から、みんなの話し合いの場所に、時には音楽を楽しむ場所だったり、リハビリのためのマージャンが出来たり、介護に疲れた方などの相談場所だったり、多くの方々の自由なふれあいの場所になればと願っています。

NPO法人としての活動

また、財政困難な当会が、この度の新しい取り組みが出来るような広い場所を確保出来たのは、まごころの活動に多大な理解を示して下さった大家さんのお陰がありました。

駐車場付き一、二階それぞれ約40畳ある一戸建を破格の家賃で借りることが出来ました。国民生活金融公庫から借り入れた事務所改装費全額の返済メドをつけるには、毎月の家賃が安くなければならぬというところがありませんでした。このことを快くご承知下さったお陰で、NPO法人としてのこれまでの活動に加え、新たな助け合い活動に取り組む機会が得られました。

どんな展開になっていくかわかりませんが、出来ることから一歩を踏み出したいと思っています。

新たに「ふれあい広場まごころ」も開設
少し元気がない方/障害のある方/お一人暮らしや高齢な方
いつでも/誰でも/安心して/集える場所に

お知らせ

ボランティア団体

“もえぎ”誕生

この4月から、当会の施設ボランティア部が“もえぎ”という新しいグループとして発足されました。特別養護老人ホームでのボランティア活動を、「まごころ」から独立、より活発で自主的な活動が出来るよう、新しい組織として立ちあげられました。

これまで、当会会員として施設ボランティア活動に努力を重ねて下さいました皆様に、心より厚く御礼申し上げます。

これからも、友好団体として連携させていただきたく思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

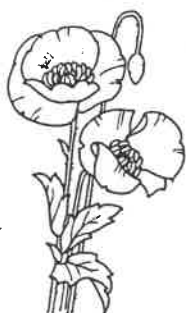
一宮市にまたひとつ新しいボランティア団体が誕生したことになります。“もえぎ”のご発展をお祈り申し上げます。

施設ボランティアご希望の方は、
「もえぎ」代表 鈴木静子さん
(☎ 0586-77-0376) へ

賛助会員の皆様・協力会員の皆様

新年度になりました。平成十四年度も引き続き会員登録をお願い致します

会は、これからもNPO法人としての活動を見失う事なく、助け合い活動と介護保険事業との車の両輪で今後の活動を行っていきたいと思っております。皆さんの応援を切にお願い申し上げます。



No. 28 チェック介護保険

◆ヘルパーの役割

介護保険制度が導入されて丸二年が経過し、訪問介護事業者としてヘルパーの役割について、明確に理解が出来ていたかどうか気になる場所です。

全国社会福祉協議会が発行している介護サービス経営ブックレット③の「介護サービスの契約とサービス計画の考え方と実際」という冊子を読み返してみました。その中に、日本社会事業大学助教授の渡辺裕美さんの講演記録が掲載されています。

◆本人の「できる」ことを明確に

記録の中で、デンマークの契約書について、次のことを記する欄があるという説明がされています。本人の出来ること/ヘルパーのすべきこと/このことを明確にすること、サービス計画が作りやすく、クレームや苦情の防止になるという。日本では本人に「出来ないこと」としか聞いていない。「何にお困りですか」「何に援助が必要ですか」としか聞いていないから、本人の出来ることがなかなか上がってこない。

◆出来ないことを手伝える

ヘルパーは家事をする人や介護をする人ではなく、出来ないことを手伝える人だということをはっきり線引きできることが必要だと話されています。

介護保険サービスは、自立した日常生活を目的とした、適切なサービス支援です。ヘルパーはお手伝いさんではないと言いつつ、「お困りのことは何ですか」といっても質問させていたが、本人の出来ることはヘルパーは知らない、当たり前のように「ヘルパーは、何でも出来るだけ把握ができていないのか」。先ず、「あなたが出来ることは何ですか」「私達は、このことを一番に問う視点を持つことが必要だと改めて考えさせられました。」